

働けなくなったらどうしよう…?

そのようなとき、共済組合では「傷病手当金(医療保険制度)」や「障害年金(年金制度)」で皆さんをサポートします！

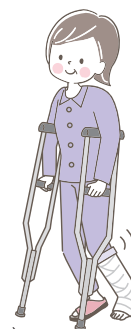
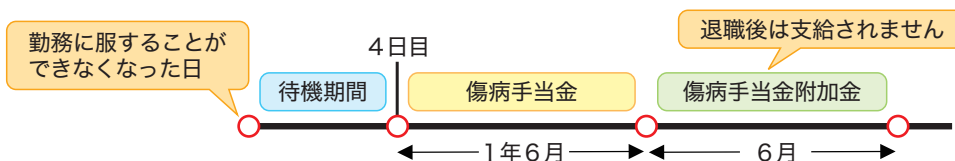
傷病手当金

組合員が公務によらない病気やけがの療養のために休業することになり、休業によって報酬(給与)が減額されたときに、これを補填し、生活を保護するための給付です。

■支給開始日・支給期間

同一の病気またはけがの療養のため、引き続き勤務に服することができなくなった日から3日(待機期間)を経過した日から通算して、原則として1年6月に傷病手当金附加金6月を加えた期間、受給することができます。

また、1年以上組合員であった方が、退職したときに傷病手当金を受けていた(受けられる状況であった場合も含む)場合は、資格喪失後の傷病手当金を残りの期間分受給することができます。ただし、退職(組合員資格を喪失)後は、傷病手当金附加金は支給されません。



■1日当たり(週休日を除く)の支給額

(支給開始日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額平均額 × 1/22) × 2/3

- ★補足(1)臨時講師やスクールサポートスタッフ等の短期組合員についても支給の該当になります。(無給の病気休暇期間)
 (2)8割退職時、報酬の額によっては傷病手当金が支給される場合があります。(該当する方には、支部から連絡します。)
 (3)一度復職した方が、病気等が完治せず、同一の病気等によって再度休職した場合、傷病手当金は支給されないこともあります。
 (4)同一の傷病による障害年金等を受給している場合は、傷病手当金の支給額が調整されることになります。

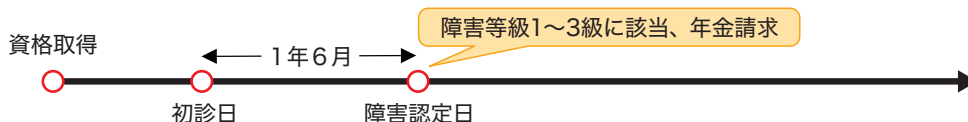
障害年金

組合員が、在職中の病気(精神性疾患を含む)やけが等により、日常生活に支障を来すような一定の障害状態になった場合に、障害の程度に応じて、組合員からの請求により支給される年金で、在職中から受け取ることができます。ご自身で気にかかる傷病等がある場合は、初診日(注1)と傷病名等をご確認の上、ご相談願います。

■受給要件(以下、1. 2. 3の全てを満たすこと)

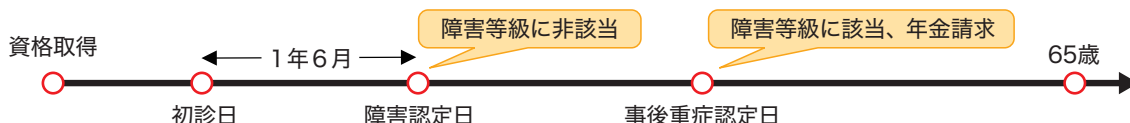
1. その傷病の初診日(注1)に組合員であること。
2. 障害認定日(注2)に障害等級1～3級(注3)に該当する障害の状態にあること。
3. 保険料の納付要件を満たしていること。

- (注1)[初診日]とは、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日
 (注2)[障害認定日]とは、初診日から起算して1年6月を経過した日又はその期間内にその傷病が治った日若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日(障害認定日の特例が設けられている傷病もあります。)
 (注3)[障害等級1～3級]は、障害者手帳等の等級とは異なります。



■事後重症制度

障害認定日に障害等級に該当しない(症状が軽かった)場合でも、その後65歳に達する前日までに障害等級1～3級に該当する障害の状態になったときに、当該期間内に請求することにより障害厚生年金が支給されます。(事後重症認定日は、青森支部が請求書を受理した日となります。)



■障害基礎年金

障害等級1～2級に該当するときは、国民年金法に基づく障害基礎年金も併せて支給されます。